



6月8日付
申13号

タブレット端末(Joi-Tab)交換作業における 労働時間の取り扱いに関する緊急申し入れ提出！

現在タブレット端末の更新(交換)が行われています。業務を行う上でタブレット端末が必要な職種もあり、タブレット端末の交換に関する諸作業は業務上必要な作業であると認識しており、労働時間として扱われるべきです。しかし、一部職場ではデータ移行を含めたタブレット端末交換に関する諸作業について労働時間の取り扱いが曖昧な指示が行われており、疑問の声が地本に寄せられています。

東日本ユニオン新潟地本は、申13号として新潟支社に緊急申し入れを提出しました。



■ 申13号 申し入れ項目 ■

1. タブレット端末の交換に関する諸作業に要する時間は労働時間として取り扱うこと。
2. 回答は2021年6月15日までに書面で行うこと。

東日本ユニオンに加入して労働環境改善を実現しよう！